

**第 20 回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」リハーサル大会  
兼 第 20 回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会  
(身体障害者の部, 知的障害者の部, 精神障害者の部)  
バレーボール競技実施要領 (案)**

## 1 競技規則

令和 2 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則 (公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定) によるもののほか, この要領の定めるところによる。

## 2 チーム

### (1) 身体障害者 (聴覚) のチーム

ア チームの構成は, 監督 1 名, コーチ 1 名, マネージャー 1 名, 手話通訳者 1 名及び選手 12 名以内とする。

イ 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は, 選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は, 選手を兼ねる監督及びコーチを含めて 12 名以内とする。

ウ 男女別にチームを編成する。

### (2) 知的障害者のチーム

ア チームの構成は, 監督 1 名, コーチ 1 名, マネージャー 1 名及び選手 12 名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

### (3) 精神障害者のチーム

ア チームの構成は, 監督 1 名, コーチ 1 名, マネージャー 1 名及び選手 12 名以内とする。

イ 男女混合でチームを構成する。(試合中は少なくとも 1 名以上の女性プレイヤーが出場していなければならない。)

## 3 競技方法

(1) 試合は, 申込みチームの数により, 鹿児島県を除くリーグ戦方式またはトーナメント戦方式とする。また, リーグ戦及びトーナメント戦以外に, 交流戦を実施する。

(2) 全試合 3 セットマッチとし, 2 セットを先取したチームを勝ちとする。

(3) 1 セット 25 点のラリーポイント制とする。

なお, 得点が「24 対 24」の同点となった場合, それ以降は, 2 点リードしたチームがそのセットの勝者とする。

(4) 第 3 セットは 25 点制で行い, コートの交代はいずれかのチームが 13 点先取したときに行う。

(5) 試合は, ワンボールシステムで行う。

(6) 設定時刻を越える場合は直前の試合終了の 10 分後にプロトコールを開始する。ただし, 連続試合となる場合は試合終了の 20 分後にプロトコールを開始する。

## 4 服装等

(1) 背番号は, 1 番から 12 番までとする。やむを得ない場合は, 1 番から 99 番までとする。なお, チーム名, キャプテンマーク及び背番号等のサイズは, 規定のものとする。また, ユニフォームに県・指定都市名を表示すること。

(2) リベロプレイヤーを採用する場合は, 他の競技者と明確に区別できるユニフォーム

を着用すること。

## 5 ネットの高さと試合球

- (1) ネットの高さは、次のとおりとする。
  - ア 聴覚障害者 男子 2.43m, 女子 2.24m
  - イ 知的障害者 男子 2.30m, 女子 2.15m
  - ウ 精神障害者 2.24m
- (2) 聴覚障害者及び知的障害者の試合球は、次の公益財団法人日本バレーボール協会検定球5号球（人工皮革・カラーボール）とする。
  - ア 男子 ミカサ製カラーボール（V300W）
  - イ 女子 モルテン製カラーボール（V5M5000）
- (3) 精神障害者の試合球は、日本ソフトバレーボール連盟公認球ソフトバレーボール球・糸巻きタイプ（モルテン製円周  $78 \pm 1$  cm, 重量  $210 \pm 10$  g）（S3Y1500-WX）とする。

## 6 組合せ

組合せは、令和2年2月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

## 7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

## 8 その他

- (1) 監督会議は、競技開始前に行い、その場において申し合わせ事項を設けることができる。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチには、選手、監督、コーチ、マネージャー、手話通訳者以外は入ることができない。なお、監督、コーチ及びマネージャーの各章は明確に判別できる位置につけることとし、未着用の場合はベンチに入ることができない。ただし、手話通訳者にあつてはこの限りではない。
- (3) 監督、コーチ、マネージャーは統一された服装を着用すること。
- (4) 競技場内へは、ベンチに入る者の他、大会役員等の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (5) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (6) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。